

# 重要事項説明書

医療法人 敬歯会

介護老人保健施設

けいあいの郷 西谷

訪問リハビリテーション

## 1. 当施設の提供するサービスについての相談窓口

電話 045-370-5363 (午前8:30~午後5:30)  
FAX 045-370-5364 (24時間受付)  
担当 介護支援専門員 神田 容助 介護支援専門員 小林 文子  
支援相談員 鈴木 美結 支援相談員 尾崎 裕一  
※お気軽にご連絡、ご相談下さい。

## 2. 施設の概要

### (1) 事業者(法人)の概要

- ・名称・法人種別 医療法人 敬歯会
- ・代表名者 松井 宏道
- ・所在地 神奈川県横浜市金沢区並木1丁目19番21号

### (2) 事業所(利用施設)

- ・施設名称 介護老人保健施設「けいあいの郷 西谷」
- ・開設年月日 平成18年6月1日
- ・所在地 横浜市保土ヶ谷区西谷町1018-2
- ・施設長 秋山 敏夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1450680041号)
- ・その他サービス (短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション)

## 3. 介護老人保健施設の目的と運営方針

### (1) 施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。その為、概ね3ヶ月毎に、在宅復帰の可能性、入所継続の必要性等を会議にて検討することになります。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

### (2) 施設の運営方針

「ご利用者を敬愛(敬い、愛しむ)の心を込めて、住み慣れた郷に居るように安心して暮らせるよう介護します。“高齢者が、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送れるように支援すること”を基本理念とし、スタッフ一同、常に“だれのための施設なのか”を問い、ご利用者の利益を最優先に考えることとします。また、在宅へ向けた自立支援、そのための個別のリハビリテーションを中心とした介護サービスを、家族とのかかわりの中で家族と共に考え、提供します。さらに、入所判定基準を柔軟にとらえ、身体的・社会的に他の介護施設で受け入れが難しい方々にも門戸を広げ、その上でご利用者が安全に生活でき、満足してもらえることを目的とし、職員一同、常に看護・介護の質の向上に努めることを基本方針とします」

(3) 施設の職員体制

|          | 常 勤  | 非常勤 | 夜 間 | 業務内容               |
|----------|------|-----|-----|--------------------|
| ・医 師     | 1 人  | 1 人 |     | 医師業務               |
| ・看護職員    | 7 人  | 9 人 | 1 人 | 看護業務               |
| ・薬剤師     |      | 1 人 |     | 薬剤に関わる業務           |
| ・介護職員    | 36 人 | 3 人 | 4 人 | 介護業務               |
| ・支援相談員   | 2 人  |     |     | 相談業務               |
| ・機能訓練士   | 4 人  | 2 人 |     | 理学療法・作業療法・言語聴覚療法業務 |
| ・管理栄養士   | 2 人  |     |     | 食事・栄養の管理と食生活指導     |
| ・介護支援専門員 | 2 人  |     |     | 施設サービス計画作成業務       |
| ・事務職員    | 3 人  |     |     | 事務業務               |

※条例に基づいた研修を行っています。

(4) 入所定員等      ・定員：120名  
                          ・療養室    個室：48室    3人室：24室

(5) 通所定員        ・定員：40名/日

(6) 訪問リハビリテーション定員      ・定員：25名

#### 4. サービス内容

① 施設サービス計画の立案（ケアプラン）

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食    8時00分～

昼食    12時00分～

夕食    18時00分～

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。

入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体等の状態に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護・介護サービス（退所時の支援も行います）

⑤ リハビリテーション

⑥ 相談援助サービス

⑦ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談

⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑨ 理美容サービス

⑩ 行政手続き代行

⑪ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

## 5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
  - ・ 名 称 横浜保土ヶ谷中央病院
  - 住 所 横浜市保土ヶ谷区釜台町43番1号
  - ・ 名 称 上白根病院
  - 住 所 横浜市旭区上白根2-65-1
- ・ 協力歯科医療機関
  - ・ 名 称 希望ヶ丘デンタル
  - 住 所 横浜市旭区中希望ヶ丘 203-31

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「入所利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

※利用者の容態に変化等（急変）があった場合は、医師に連絡する等、必要な処置を講ずる他、家族へ速やかにご連絡いたします。病状によっては、当施設に再入所出来ず、入院の継続や、他の病院に転院しなければならない場合があります。

また、施設では、利用者の安全に充分配慮して入所生活の支援を行いますが、職員の目の届かない所での転倒・骨折やベッドからの転落、食事時の誤嚥、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症の罹患など、どうしても予期できない事故・事態が発生する可能性があります。万一不可効力等でそのような状況が発生した場合には、まずは利用者の処置を第一に講じ、家族へ速やかに連絡いたします。

## 6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会時間・・・・・・・・・・ **毎日10:00～17:30 ※感染状況により変更になります。**
- ・ 飲酒・喫煙・・・・・・・・・・ 飲酒・喫煙は厳禁。ただし、施設で提供する場合を除く。
- ・ 火気の取り扱い・・・・・・・・ 全面禁止。
- ・ 設備・備品の利用・・・・・・・・ 備え付けのものをご利用下さい（無断使用禁止）。
- ・ 所持品の管理・・・・・・・・・・ 所持品には全て名前を記入して下さい。名前のない物品の紛失・破損等の事故発生時、当施設は一切責任を負いませんのでご了承下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・ 原則として当施設ではお預かりしておりません。金銭・貴重品の管理は当施設では行っていないため、紛失・破損等の事故発生時、当施設は一切責任を負いませんのでご了承下さい。
- ・ 外出・外泊・・・・・・・・・・ 1週間前までに「外出・外泊届」を提出してください。期限内に届出があれば、外出・外泊時の食費が請求から除外されます。なお外泊は、その初日及び最終日を除き、1カ月に6日を限度とします。
- ・ テレビ・ラジオ・・・・・・・・ 3人室をご利用の場合、テレビ・ラジオはイヤホンを使用頂きます。個室の場合、原則制限はありません。

- ・ 携帯電話・・・・・・・・・・・・・・個室ご利用の方は居室内で使用頂けます。3人室ご利用の方は所定の場所で利用可能時間内でのみ使用頂けます。
- ・ 外泊時等の施設外での受診・・・・・・・・当施設には常勤医師が配置されていますので、比較的安定している病状に対する医療については、おおむね当施設で対応が可能です。当施設外受診を希望される場合は、必ず当施設の医師の許可を得た上、診療状況に関する情報提供(紹介状)を持参して受診して下さい。なお、外出・外泊時において緊急事態が発生し、やむなく当施設外を受診される場合も必ず当施設に連絡して下さい。
- ・ ペットの持ち込み・・・・・・・・・・衛生的で安全な療養生活を送っていただく為にペットの持ち込みは禁止します。
- ・ 禁止事項・・・・・・・・・・・・・・安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為 宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ 迷惑行為等・・・・・・・・・・・・・・他の利用者の権利を侵害する行為や、業務妨害と思われる行為・社会常識・通念を逸脱した行為は行わないで下さい。

## 7. 非常災害対策

- ・ 防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉
- ・ 防災訓練      年2回 夜間を想定した避難訓練を行います。

## 8. 要望及び苦情等の相談

当施設では、相談や苦情等の受付として各フロアーにご意見箱を備えております。また、受付窓口は、窓口責任者 事務長・支援相談員・介護支援専門員が対応いたしますのでお気軽にお申し出ください。お寄せいただいたものは、相談・苦情処理委員会にて速やかに対応させていただきます。

市区町村窓口：横浜市役所 高齢施設課

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 電話 045-671-3923

横浜市福祉調整委員会

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 電話：045-671-4045

横浜市保土ヶ谷区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課（高齢者支援担当）

横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9 電話：045-334-6382

国民健康保険団体連合会：

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

横浜市西区楠町 27-1 電話：045-329-3447

## 9. 個人情報の保護

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかわる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその身元引受人の了解を得ることとします。

## 10. 費用及び利用料金の支払い

### (1) 支払い方法

- 毎月14日までに、前月分の請求書兼領収書を発行(郵送)致しますので、その月の20日までにお支払いください。
- お支払い方法は、銀行での引き落とし、銀行振込み、窓口での現金のお支払いがありますが、紛失・事故を未然に防ぐため、銀行での引き落としを推奨しています。

### (2) 利用料金は別紙『介護老人保健施設料金表』の通りとなっております。

(介護保険制度では、要介護度・世帯収入などによって自己負担額が異なります)

## 11. 法人の概要

### 事業内容

介護老人保健施設 けいあいの郷今宿

けいあいクリニック (けいあいの郷西谷併設)

居宅支援介護事業所 けいあい

並木歯科医院 青葉歯科医院 ショッピングセンター歯科 TOCビル歯科医院

汐入歯科医院 リバーハーブタワー歯科 M2 プラザ歯科医院

## 付 則

この重要事項説明書は、令和6年4月1日より改定施行する。

年 月 日

## 〈重要事項説明書同意書〉

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設 けいあいの郷 西谷のサービス内容及び重要事項を説明し、これを交付致しました。

事業者： 住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷町 1018-2

医療法人 敬歯会  
介護老人保健施設 けいあいの郷 西谷  
管理者名 秋山 敏夫

説明者氏名： \_\_\_\_\_ 印 (職種 \_\_\_\_\_)

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設 けいあいの郷 西谷のサービス内容及び重要事項の説明を受けその内容について同意し、交付された重要事項説明書を受理致しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(本人との関係 \_\_\_\_\_)